

国立高度専門医療研究センターの総人件費改革について

＜経緯＞

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）及び、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、平成 22 年度より独立行政法人に移行した国立高度専門医療研究センターは、平成 22 年度以降 2 年間で 2%以上の人件費削減を基本として取り組んできた。（※総人件費改革の対象は常勤役職員）

＜総人件費改革の結果＞

国立高度専門医療研究センターにおける、平成 23 年度の総人件費は平成 21 年度比 12.3（補正值 14.1）%増であり、総人件費削減目標（平成 21 年度比▲2%）が達成されていない。

総人件費削減目標が達成されなかった主な理由は、国民の健康にとって重大な影響のある、がん、循環器病等の疾患について、高度先駆的医療の開発・普及・提供のため人材確保などを行う必要があることから、診療部門で医師及び看護師を増員したため等と考えられる。

また、医療職以外の事務・技能職の人件費については、独立行政法人移行後の経営分析や監査業務、知的財産管理体制の強化等を行う必要があったことなどを理由に、平成 21 年度比 1.9（補正值 3.7）%増加している。

＜人件費削減の取組＞

平成 24 年度以降においても、引き続き、技能職の退職後不補充等の効率化努力を行うなかで、病院収支の改善に努めるとともに、更に効率的な運営が達成されるよう改革を進めていくこととしている。

＜今後の総人件費改革について＞

平成 24 年度以降の総人件費改革については、具体的な数値目標等は設定されていないものの、公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成 23 年 10 月 28 日閣議決定）では、「今後進める独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、独立行政法人の総人件費についても厳しく見直す」とされている。